○○等整備事業

応募にかかる企業間協定書（案）

株式会社○○（以下「Ａ」という。）と、株式会社〇〇（以下「Ｂ」という。）、株式会社○○建築事務所（以下「Ｃ」 という。）、株式会社○○組（以下「Ｄ」 という。）、株式会社〇〇工務店（以下「Ｅ」という。）株式会社○○（以下「Ｆ」という。）、○○株式会社（以下「Ｇ」 という。）、○○株式会社（以下「Ｈ」という）、株式会社○○（以下｢Ｉ｣という。）、○○株式会社（以下｢Ｊ｣という。）（以下、個別に又は総称して「本協定当事者」という。）は、その全員によって「○○グループ」（以下「当グループ」という。）を形成し、「○○等整備事業」（以下「本事業」という。）へ応募することを目指し、また落札した場合の取扱いについて以下のとおり合意し、協定書（以下「本協定」）を締結する。

第１条（目的等）

本協定当事者は、○○自治体が予定している本事業について、公表されている実施方針、入札説明書、要求水準書、その他関連資料および規定（以下「入札関連書」という。）を踏まえ、互いに信義を尽くし、誠実に協力して本事業に応募し、落札後は基本協定書、事業契約書および提案書等に基づき事業を遂行する。

第２条（当グループの構成等）

当グループは、Ａを代表企業・統括マネジメント企業・ＳＰＣ運営管理企業および解体工事企業とし、Ｂ・Ｃを設計および工事監理企業、Ｄ・Ｅを建設企業および解体工事企業、Ｆを電気工事企業、Ｇ・Ｈを管工事企業、Ｉを点検業務企業、Ｊを資金調達企業・アドバイザー企業およびマネジメント企業とする。

第３条（特別目的会社の設立）

１. 当グループが本事業の「落札者」に決定した場合、本協定当事者は本事業の推進を目的とする「特別目的会社」（以下「ＳＰＣ」という。）を設立し、〇〇自治体と事業契約を締結する。

２. ＳＰＣは会社法に定める株式会社とし、資本金は〇〇円とする。

また、設立の株主及び出資比率・出資金額は別紙１のとおりとする。

第４条（役割および義務）

１. 本協定当事者は、「入札関連書」を踏まえ、互いに協力して「入札書類」を作成するが、役割および義務に疑義が生じた場合は、適宜本協定に基づき協議するものとする。

２. 当グループが本事業の「落札者」に決定した場合、本協定当事者は本事業の「入札書類」に記載の条件の下で、ＳＰＣとの間で請負契約又は業務委託契約（以下「業務関連契約」という）を締結し、本事業を遂行する。なお、各本協定当事者の詳細な業務とリスクの分担については、別紙２および別紙３に記載する。

1. Ａの役割および義務
2. 統括マネジメント企業をつとめるとともに、本協定当事者間の取り纏め・利害・スケジュールの調整を行い、本事業が円滑に遂行されるよう運営事務局をつとめる。
3. 代表企業として〇〇自治体との各種窓口をつとめるなど統括業務を行う。
4. 与えられた「要求水準書」に基づき、解体工事企業として担当業務に係る提案策定を行い、「入札書類」提出時に基礎審査・定量的審査・定性的審査を満足させる業務を行う。
5. 当グループが本事業の「落札者」に決定した場合、ＦＡ業務（ＳＰＣの資金調達に係る金融機関の招へいから本事業に係りＳＰＣが締結する全ての契約の締結までの交渉等）及びＳＰＣ事務管理業務（ＳＰＣの設立及び資金計画の立案・資金管理、ＳＰＣの財務諸表その他本協定当事者が作成した県に提出する書類の提出、公認会計士による監査対応等）を受託する。
6. 当グループが本事業の「落札者」に決定した場合、Ａ・Ｄ・Ｅ３者による建設共同企業体（以下「ＪＶ」という。）を結成し、ＳＰＣと本事業の解体工事に係わる請負契約を締結し、ＳＰＣが事業契約上負担する解体工事に係わる一切の業務を、ＳＰＣに代わって行う。
7. Ａ、Ｄ、ＥのＪＶ割合については、それぞれ●％・●％・●％の割合とする。

（２）　Ｂ、Ｃの役割および義務

1. 与えられた「要求水準書」に基づき、設計・工事監理企業として担当業務に係る提案策定を行い、「入札書類」提出時に基礎審査・定量的審査・定性的審査を満足させる業務を行う。
2. 当グループが本事業の「落札者」に決定した場合、ＳＰＣと本事業の設計・工事監理に係わる委託契約を締結し、ＳＰＣが事業契約上負担する設計および工事監理に係わる一切の業務をＳＰＣに代わって行う。

（３）　Ｄ、Ｅの役割および義務

1. 与えられた「要求水準書」に基づき、建設企業および解体工事企業として担当業務に係る提案策定を行い、「入札書類」提出時に基礎審査、定量的審査・定性的審査を満足させる業務を行う。
2. 当グループが本事業の「落札者」に決定した場合、Ａ・Ｄ・Ｅ３者による建設共同企業体（以下「ＪＶ」という。）を結成し、ＳＰＣと本事業の建設工事・解体工事に係わる請負契約を締結し、県営東部団地（仮称）（以下「本施設」という）を責任もって完成させ、ＳＰＣが事業契約上負担する施設整備に係わる一切の業務を、ＳＰＣに代わって行う。

（４）　Ｆの役割および義務

1. 与えられた「要求水準書」に基づき、電気工事企業として担当業務に係る提案策定を行い、「入札書類」提出時に基礎審査、定量的審査・定性的審査を満足させる業務を行う。
2. ＳＰＣと本事業の電気工事に係わる請負契約を締結し、ＳＰＣが事業契約上負担する電気工事に係わる一切の業務をＳＰＣに代わって行う。

（５）　Ｇ・Ｈの役割および義務

1. 与えられた「要求水準書」に基づき、管工事企業として担当業務に係る提案策定を行い、「入札書類」提出時に基礎審査、定量的審査・定性的審査を満足させる業務を行う。
2. 当グループが本事業の「落札者」に決定した場合、Ｇ・Ｈ２者による建設共同企業体（以下「ＪＶ」という。）を結成し、ＳＰＣと本事業の管工事に係わる請負契約を締結し、ＳＰＣが事業契約上負担する管工事に係わる一切の業務を、ＳＰＣに代わって行う。
3. Ｇ・ＨのＪＶ割合については、それぞれ●％・●％の割合とする。

（６）Ｉの役割および義務

1. 与えられた「要求水準書」に基づき、点検業務企業として担当業務に係る提案策定を行い、「入札書類」提出時に基礎審査、定量的審査・定性的審査を満足させる業務を行う。
2. ＳＰＣと本事業の維持管理に係わる委託契約を締結し、ＳＰＣが事業契約上負担する点検業務に係わる一切の業務をＳＰＣに代わって行う。

（７）Ｉの役割および義務

1. 資金調達企業・アドバイザー企業・マネジメント企業をつとめる。
2. 事業実施計画・長期収支計画等を立案し、「入札書類」提出時に基礎審査・定量的審査・定性的審査を満足させる業務を行う。
3. ＳＰＣが本事業遂行のために必要となる資金について金融機関と協議を行い、提案提出前に「融資関心表明書」又は「融資確約書」を取得する。
4. 金融機関との協議により、劣後融資・劣後融資枠のコンソーシアム内での調達先の調整を

行う。

1. アドバイザーとして、コンソーシアムの運営および提案策定に対し、アドバイスを行うとともに、提案書の取り纏めを行う。
2. 当グループが本事業の「落札者」に決定した場合、Ａの統括マネジメント業務についてアドバイザーとしてアドバイスおよび支援を行う。

第５条（義務）

* 1. 本協定当事者は、本協定の目的達成のため、互いに誠実を尽くし、最大限の努力を行う。
	2. 「入札書類」の提出にあたっては、本協定当事者それぞれの社内規定に定める決裁手続きにて事前に可決されていることを要する。
	3. 当グループ全体として行う提案提出に関する意思決定はＡが取り纏め、他の本協定当事者もＡに対し最大限の協力をするものとする。

第６条（本協定当事者の業務及びリスク分担）

本協定書当事者の業務・リスク分担については、別紙２（業務分担表）および別紙３（リスク分担

表）に例示するが、各当事者の役割及び義務の範囲内において、これらに限られないものとする。

第７条（資金調達に係る担保権設定等の承認）

本協定当事者は、本事業遂行のため必要な資金をＳＰＣが借り入れるに際して、ＳＰＣに対し融資を実行したもの（以下「融資提供者」という。）が融資条件として希望した場合には、融資提供者に対して、事業契約上および業務関連契約上のＳＰＣの債権に対する譲渡担保権設定に関する承諾書の提出、業務関連契約上の地位譲渡予約に関する承諾書の提出、および業務関連契約に関連して付保した保険金受取請求権への担保権の設定等、ＳＰＣの資金調達に必要な行為に協力する。

別紙１に定めるＳＰＣの株主は、当該株式に融資提供者による第一順位の質権設定に同意するものとする。

第８条（提案策定費用の分担）

１. 本事業に応募するための提案策定費用について、本協定当事者は別紙４に定める金額

で費用分担するものとする。

２. 提案策定費用はＡが取り纏め、委託費用を各支払先に支払いを行うものとする。

提案策定費用は、提案提出後Ａの請求をもとに納付するものとし、Ａは全額納付され次第、速やかに委託費用の支払いを行うものとする。

３. 当グループが本事業に落札した場合は、〇〇自治体が平成２２年１０月公表の「県営住宅東部団地建替等整備事業」の事業契約書（案）（以下「事業契約書」という）の契約金額の中から、Ａ・Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｇ・Ｈ・Ｉが支払った提案策定費用を落札者決定後、「提案に伴う技術コンサル料」として返還するものとする。

４. 本協定締結後、提案策定費について追加費用が発生した場合においても金額は変動しないものとする。

第９条（劣後融資及び劣後融資枠）

劣後融資の実行と劣後融資枠の設定は、●が行うものとする。

第１０条（守秘義務）

* 1. 本事業への応募に関連して知り得た当グループの提案内容に関する情報、本協定当事者の開

示した本事業に関する情報および本協定当事者に関する情報（以下「秘密情報」という。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。但し、以下のものについては、秘密保持の対象からは除外されるものとする。

1. 開示を受けた時点で、既に公知の情報
2. 開示を受けた時点で、既に本協定当事者が所有していた情報
3. 開示を受けた後、本協定当事者の責によらずに公知となった情報
4. 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
5. 本協定当事者が本協定に基づく秘密情報としない旨、文章により承諾した情報
	1. 本件への応募をするために第三者へ秘密情報の開示が必要な場合、相手方に本協定と同等

の守秘義務を負わせた上で、秘密情報を開示するものとする。

* 1. 本協定当事者は、本協定に定める目的のために限り秘密情報を使用し、それ以外の目的で

これを一切使用し又は利用してはならない。

第１１条（当グループからの離脱）

本協定当事者は、当グループから原則離脱できないものとする。但し、やむを得ず離脱をする

場合には他の本協定当事者全員から書面による承諾を得るものとする。

1. 本協定当事者が当グループから離脱をしようとする場合、他の本協定当事者および〇〇自治体が認める代替企業を確保しなければならない。
2. 離脱する本協定当事者が代替企業を確保できない場合には、他の本協定当事者間で協議のうえ

代替企業を確保するものとする。

３. 本協定当事者が離脱することによる当グループと〇〇自治体との間に発生する違約金等については、

離脱する本協定当事者が責任をもって負担するものとする。

４. 本条に基づき当グループを離脱した本協定当事者は、離脱後も第８条に基づく費用精算義務、

第１０条に基づく守秘義務および本条第４項に定める義務を負うものとする。

５. 本条に基づき当グループから離脱した本協定当事者は、本協定当事者以外のコンソーシアムを

構成する企業とは、本件事業に関して接触してはならないものとする。

第１２条（本協定当事者の債務不履行など）

* 1. 本協定書当事者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、ＳＰＣは当該業務関連契約を解除できるものとする。この場合、当該事由に該当した本協定書当事者（以下「債務不履行当事者」という。）は、ＳＰＣ又は株主により要請された場合、ＳＰＣが〇〇自治体及びＳＰＣへの融資提供者の承諾を得ることを条件として、要請された日から６０日以内に、自らの担当業務を代わって遂行する能力を持つ業者（以下「代替業者」という。）を選定し、代替業者をしてＳＰＣとの間で当該業務関連契約と同内容の契約を締結させ、かつ本協定上の地位を承継させる。代替業者の請負・委託代金が、債務不履行当事者の請負・委託代金よりも高額となった場合、債務不履行当事者は、その請負代金の差額及びその委託代金の差額に業務関連契約上の残存事業期間を乗じた金額を一括してＳＰＣに遅滞なく支払う。なお、本協定書当事者又はＳＰＣが、債務不履行当事者の債務不履行に起因して被った損害の賠償を請求することを妨げるものではない。
1. 本協定又は業務関連契約の規定に違反し、かかる違反の治癒を求める書面による通知を、本協定当事者のうちいずれか（本協定の規定に違反した場合）、又はＳＰＣ若しくは株主のうちいずれか（業務関連契約の規定に違反した場合）から受領した後６０日以内にかかる違反状態が治癒されない場合。
2. 差押、仮差押、強制執行、競売等の執行、手形交換所の取引停止処分又は租税滞納処分を受けた場合。
3. 支払停止の状態に陥り、又は破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他の倒産手続開始の申立てを受け、若しくは自らこれらの申立てをした場合。
4. 合併によらず解散した場合。
5. その経営・財産状態が悪化し、本協定及び業務関連契約上の義務の履行をする能力に重大な悪影響を及ぼすと認められる場合。
	1. 〇〇自治体及びＳＰＣへの融資提供者の事前の承諾が得られることを条件として、債務不履行当事者の保有するＳＰＣの全株式を、他の株主に対して譲渡し、他の株主は当該株式を譲り受け取るものとする。この場合における譲渡は、県及びＳＰＣへの融資提供者が異議を述べない限り、前項各号の事態又は状況が発生した時における他の株主のＳＰＣに対する出資割合に応じて行われるものとし、〇〇自治体及びＳＰＣへの融資提供者が異議を述べる場合には、〇〇自治体及びＳＰＣへの融資提供者の合理的な指示に基づく割合に応じて行われるものとする。

３. 前項の場合、債務不履行当事者は、その保有するＳＰＣの株式すべてを原則として時価で他の

株主に譲渡しなければならない。

第１３条（違約金等）

1. 基本協定書（案）第１１条（違約金）、事業契約書（案）第６３条（本件施設の引渡し・所有権移転前の解除）および事業契約書（案）第６４条（本件施設の引渡し・所有権移転後の解除）その他事業契約書（案）による違約金等の支払いに関しては、発生事由の当該帰責者が負担し、他の本協定当事者は責任を負わないものとする。
2. 本協定当事者は業務に関し事業契約上ＳＰＣが負担することとされている一切の責任のうち、本協定当事者の責めに帰すべき事由によるもの及び本協定当事者の責めに帰すべき事由によりＳＰＣに生じた一切の損害（事業契約に基づく事業運営を予定通りに行った上で得られたであろうサービス提供に対する〇〇自治体からの対価の提供、〇〇自治体及び第三者に対し賠償すべき損害金、追加費用など、融資提供者に対するスワップブレイクコスト等金融費用を含むが、これに限らない）を賠償する義務を負う。なお、当該損害のうち、本協定当事者は、ＳＰＣが〇〇自治体又は第三者に対し負担すべき違約金、損害金その他の支払い義務に係る金銭につき、それが支払い済みであるか又はサービス購入料から相殺されているか否かを問わず、賠償する義務を負う。
3. 本協定当事者は事業契約に基づきＳＰＣが負担する費用のうち、本協定当事者の業務に起因して発生した費用（法令変更、不可抗力を含むが、これに限らない）及び本協定当事者の業務に伴い通常発生する費用を負担するものとする。

第１４条(倒産不服申し立て）

本協定当事者は、本事業が終了するまでの期間、ＳＰＣ について破産、会社更生手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始その他これらに準ずる手続又は解散手続を申し立てないものとし、ＳＰＣに対するいかなる債権の満足を目的としても、ＳＰＣの財産に対する強制執行手続の開始又は保全処分の申立てを行わないものとする。

第１５条（権利義務の譲渡禁止）

本協定書当事者は、本協定書当事者全員の書面による事前の承諾なしに本協定より生ずる権利義務の一切を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

第１６条（法令遵守）

本協定当事者は、本入札への参加および本事業の遂行にあたっては、互いに関連する法令を誠実に遵守することを相互に確認した。

第１７条（当グループの解散）

当グループは、次のいずれかの事由が生じた場合には直ちに解散されるものとする。

１. 当グループが本事業を落札できなかった場合、もしくは落札できないことが確定した場合。

２. ＳＰＣが〇〇自治体との間で事業契約を締結できない等の事由により、当グループが本事業を遂行できないことが確定し、〇〇自治体との清算が終了した場合。

３. 本入札又は本事業が中止された場合。

４. 本協定当事者全員が本協定の解除に合意した場合。

５. 本事業が終了し、ＳＰＣの清算が終了した場合。

第１８条（本協定の有効期限）

* 1. 本協定の有効期間は、当グループが解散される日までとする。
	2. 本協定終了時において第８条に基づく費用負担の未精算部分が存在する場合は、本協定終了後、本協定当事者間で遅滞なくこれを精算するものとする。

第１９条（規定外事項）

本協定に定めのない事項については、本協定当事者間において互いに誠意を持って協議の上決定する。

第２０条（管轄裁判所）

本協定に関し、本協定当事者に紛争が生じたときは、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

　　本協定成立の証として本書１０通を作成し、本協定当事者は各々その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

Ａ：

　　　　 印

Ｂ：

　　　 印

Ｃ：

　　　 印

Ｄ：以下各社押印